

安全保障理事会

配布：一般

2018年6月1日

原文：英語

クウェート：決議案

安全保障理事会は、

諸決議 242 (1967)、338 (1973)、605 (1987)、904 (1994)、1397 (2002)、1544 (2004)、1515 (2003)、1850 (2008)、1860 (2009) および 2334 (2016) を特に、含む、安保理の全ての関連する諸決議を想起し、

2014年7月28日の安保理議長声明 2014/13 もまた想起し、

事務総長による 2015年10月21日の書簡 (S/2015/809) を念頭に置き、

諸決議 1894 (2009) および 2225 (2015) を特に含む、子どもと武力紛争に関する安保理諸決議、並びに安保理の関連する議長諸声明を含む、武力紛争における文民の保護に関する安保理諸決議、および医療要員と人道要員の保護に関するまた諸決議 2286 (2016) および 2222 (2015)、並びに安保理のその他の関連する諸決議および議長諸声明を、特に、含む、武力紛争におけるジャーナリスト、メディアの専門家および関連要員の保護に関する安保理諸決議もまた想起し、

ジュネーブ諸条約の第1条に従って、あらゆる状況において国際人道法を尊重しまた国際人道法に対する尊重を確保する義務を再確認し、

特に 2018年3月30日以降の、暴力と緊張の段階的拡大および東エルサレムを含む、占領地のパレスチナ領域における状況の悪化について安保理の深刻な懸念およびイスラエル軍により引き起こされた、子どもの犠牲者を含む、文民の生命の損失と特にガザ地区におけるパレスチナ住民の中の多くの犠

犠牲者に安保理の深い憂慮を表明し、

テロ行為を含む、文民に対する暴力のあらゆる行為、並びに挑発、扇動および破壊の行為を含む、文民に対する暴力のあらゆる行為を非難し、

平和的な集会および抗議、表現の自由と結社の自由に対する権利を再確認し、

説明責任の措置を追求する必要性を強調し、国際的な基準に従った独立したまた透明な調査を確保することの重要性をこれに関連して強調し、

ガザ地区における酷い人道的危機の激化を憂慮しそして国際法に沿ってこの危機に対する持続可能な解決を達成する必要性を強調し、

武力紛争が、難民や避難民としてを含む、女性と子どもに対する、並びに障がい者や高齢者を含む、特に脆弱性を有する可能性のあるその他の文民に対する特別な影響を強調し、そして文民の保護を更に強化する安全保障理事会と加盟国の必要性を強調し、

イスラエル・パレスチナ紛争に対する永続的な解決は、国際法と関連する国際連合諸決議に従ったまた信頼に足るそして直接の交渉を通じた平和的手段によってのみ達成されることができるとを想起し、

ガザ地区は、1967年に占領されたパレスチナ領域の不可分の一部を構成することを強調し、

安全なまた国際的に承認された国境の範囲内で平和に暮らす同地域における全ての国家の権利を再確認し、

1. 一般住民の保護に関するものを含む、国際人権法および国際人道法に対する全ての当事者による十分な尊重を求め、そして文民の安全と福祉を確保しまた文民の保護を確保し、並びに全ての違反に対する説明責任を確保するため、適切な措置を講じる必要性をくり返し表明する。

2. 東エルサレムを含む、占領下のパレスチナ領域におけるそして特にガザ地区における子どもを含む、文民の抗議者、並びに医療要員とジャーナリストに対する実弾の使用を含む、パレスチナ文民に対するイスラエル軍による何らかの過度の、過剰なそして無差別な武力の使用を憂慮し、そして罪のない命の損失に安保理の深刻な懸念を表明する。

3. 占領権力のイスラエルが、そのような行動を慎みそして戦時における文民の保護に関する 1949 年 8 月 12 日のジュネーブ第四条約の下でのその法的義務と責任を十分に遵守することを要求する。

4. 暴力を挑発した民間人の生命を危うくし得るあらゆる行動を憂慮しそして全ての関係者に対し、抗議は、平和的なままであることを確保することを求める。

5. イスラエルの文民地区に対するガザ地区からのロケットの発射を憂慮する。

6. 直ぐの、恒久的なそして十分に尊重された停戦を確保するための緊急の措置を求める。

7. 全ての当事者による最大限の自制と平静さの行使と状況を安定させるためのそして現場での否定的な傾向を後戻りさせるための直ぐのまた重要な措置の必要性を求める。

8. 安全保障理事会が国際連合憲章に従って講じる可能性のある適切な措置の審議を通したものを含めて、文民が標的とされているかまたは文民に対する人道援助が意図的に妨害されている武力紛争の状況に対応する安保理の意向を再確認する。

9. ガザ地区を含む、占領下のパレスチナ領域におけるパレスチナの一般住民の安全と保護を保証するための措置の審議を求める。

10. 合法的な安全上の要件に関連する場合を含めて、国際法に従った、人道援助、商品および人の流れのためのガザ地区の検問所の持続的な開放を通したものを含めて、閉鎖およびガザ地区の中へのまた外への移動とアクセスに関してイスラエルにより課された制限を終わらせることに向けた直ぐの措置をまた求める。

11. ガザにおける全ての当事者が、一般住民に対する妨害のないアクセスを許可しそして促進するため医療要員や人道要員と協力することを要求し、医療要員や人道要員に対して向けられたあらゆる形態の暴力と脅迫の停止を求める。

12. 極めて重要な医薬の、食料の、水のそして燃料の必要性を念頭に置きつつ、ガザ地区のパレスチナの一般住民に対する直ぐのまた妨害のない人道援助の提供を促し、また特にガザ地区における、その他の国連機関や人道組織と一緒に、人道的で緊急の援助を提供することにおける国際連合パレスチナ難民救済事業機関の極めて重要な役割を認識しつつ、近東における同機関に対する支援の増加を促す。

13. エジプトの仲介努力の支援を含む、パレスチナ内の和解に向けた確実な措置、および合法的なパレスチナ政府の下でのガザ地区と西岸を再統合しそしてガザ地区における効果的なその機能を確保する具体的な措置を奨励する。

14. 関係する協力機関と協力して、状況を直ちに段階的に縮小しそしてアドホック連絡委員会により是認された事業の実施を通したものを含めて、緊急の社会資本、人道的、そして経済的開発の必要性に対処するための努力において支援する、事務総長と中東平和過程担当国際連合特別調整官による更なる関与を歓迎しまた促す。

15. 事務総長に対し、現在の状況を調査しそして可及的速やかに、ただし本決議の採択から遅くとも 60 日以内に、国際的な保護メカニズムに関する勧告を、特に、含む、イスラエル占領下のパレスチナの一般住民の安全、保護および福祉を確保するための方法と手段に関する事務総長の提案を特に含んでいる、書面による報告書を提出することを要請する。

16. 1967年に始まったイスラエルの占領の終わりとして決議 2334 (2016) と安保理のその他の関連する諸決議で求められたように、関連する国際連合諸決議、土地と平和との交換原則を含む、マドリッド付託条項、アラブ和平イニシアティブおよびカルテット行程表に基づく、二つの民主的な国家、イスラエルとパレスチナが、安全で承認された国境で平和裏に並んで生活する地域のビジョンに基づく包括的で、公正かつ永続的な包括的和平を、遅滞なく、達成するための全ての最終的な地位問題に関する信頼に足る交渉を始めるために必要な条件を創り出す更新されたまた緊急の努力を求める。

17. この問題に引き続き取り組むことを決定する。